

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律施行令案参照条文

○ 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 円滑化協定 日本国の自衛隊と締約国の軍隊との間における相互のアクセスおよび協力の円滑化に関する日本国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて、次に掲げる事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。
- イ 公用車両（締約国が所有し、または専ら締約国が貸借する道路運送車両法第二条第二項及び同条第三項に規定する原動機付自転車であつて、締約国軍隊の構成員が公務の執行のために使用するものをいう。次条において同じ。）に係る我が国における義務の免除に関する事項
- ロ 刑事裁判権の行使の特例に関する事項
- ハ 国の賠償責任の特例に関する事項

二（四）（略）

（訴訟の援助）

第十七条 政府は、前条本文の規定によるあつせんにより当該あつせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者が締約国の裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができる。

2 （略）

（立替金の償還等）

第十八条 政府は、前条第一項の規定により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならない。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

第二条（第七条）（略）